

改正案	現行
<p>（無線局の種別及び定義）</p> <p>第四条 無線局の種別を次のとおり定め、それぞれ下記のとおり定義する。</p> <p>一 （略）</p> <p>一 基幹放送局 基幹放送（法第五条第四項の基幹放送をいう。以下同じ。）を行う無線局（当該基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をするものを含む。）であつて、基幹放送を行う実用化試験局以外のものをいう。</p> <p>一の一 地上基幹放送局 地上基幹放送（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第十五号の地上基幹放送をいう。以下同じ。）又は移動受信用地上基幹放送（同法第二条第十四号に規定する移動受信用地上基幹放送をいう。以下同じ。）を行う基幹放送局（放送試験業務を行うものを除く。）をいう。</p> <p>一の一三 特定地上基幹放送局 基幹放送局のうち法第六条第二項に規定する特定地上基幹放送局（放送試験業務を行うものを除く。）をいう。</p> <p>二 地上基幹放送試験局 地上基幹放送又は移動受信用地上基幹放送を行う基幹放送局（放送試験業務を行うものに限る。）をいう。</p> <p>三の二〜二十九 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（無線局の種別及び定義）</p> <p>第四条 無線局の種別を次のとおり定め、それぞれ下記のとおり定義する。</p> <p>一 （略）</p> <p>一 基幹放送局 基幹放送（法第五条第四項の基幹放送をいう。以下同じ。）を行う無線局（当該基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をするものを含む。）であつて、基幹放送を行う実用化試験局以外のものをいう。</p> <p>一の一 地上基幹放送局 地上基幹放送（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第十五号の地上基幹放送をいう。以下同じ。）<u>を行う</u>基幹放送局（放送試験業務を行うものを除く。）をいう。</p> <p>一の一三 特定地上基幹放送局 基幹放送局のうち法第六条第二項に規定する特定地上基幹放送局（放送試験業務を行うものを除く。）をいう。</p> <p>二 地上基幹放送試験局 地上基幹放送を行う基幹放送局（放送試験業務を行うものに限る。）をいう。</p> <p>三の二〜二十九 （略）</p> <p>2 （略）</p>